

日常生活における人権意識の高揚と実践を

障がいのある人と人権

あった
～温か笑顔の東温市～

人権尊重のまちづくり



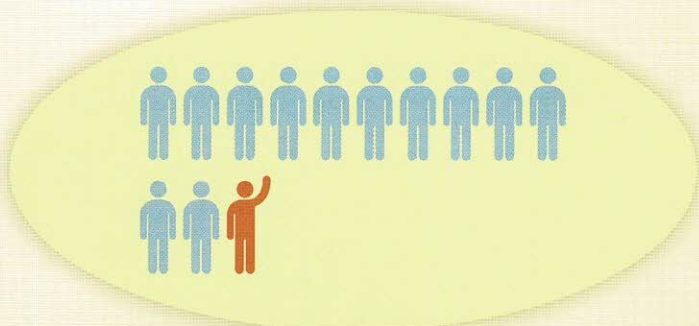
東温市立川内中学校2年 菅 美帆

障がいのある人もない人も 誰もが住みよい社会を実現するために!

1. 障がいのある人とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)や心身の機能等に障がいがあり、障がいや社会の中の障壁(バリア)によって生活に制限を受ける状態にある人を行います。(障害者基本法より)

令和4年版の内閣府障害者白書から、日本には**国民の約7.6%(およそ13人に1人)**に何らかの障がいがあることが分かります。



(出典:内閣府「障害者白書令和4年版」 令和4年6月)

2. 障がいは特別ではありません

病気やけが、加齢などで**障がいのある人となる可能性は誰にでもあります**。高齢になると、程度の差はあっても、体の機能が低下し何らかの障がいが見れるものです。**誰にとっても、障がいは身近なものであり、決して他人事ではありません。自分にも関わる問題です。**

3. 障がいのある人に対する無理解は大きな「障がい」

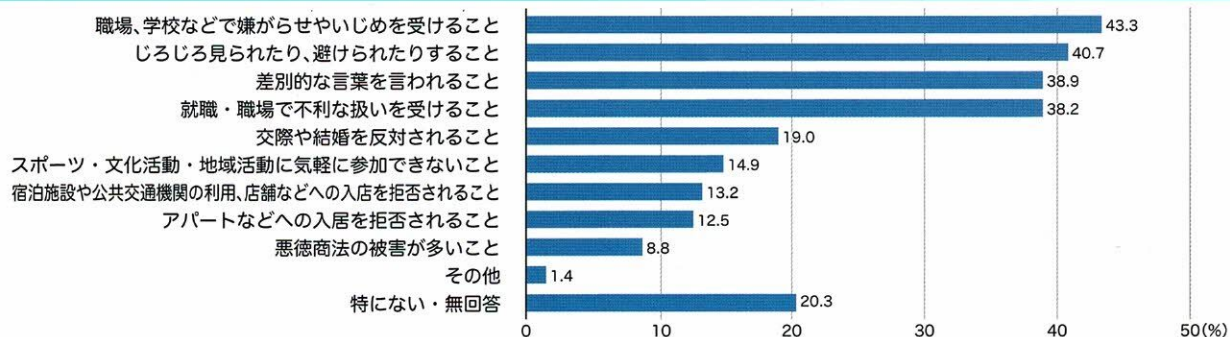
令和元年度実施の「東温市人権意識調査」の結果から、障がいのある人に関する問いの選択肢の中で、「障がいのある人や障がいそのものについて**世間の人々の理解が不足している**」を、断トツ1位で最も多くの方が選ばれていました。

右のページの内閣府が令和4年8月に実施した「人権擁護に関する世論調査」の結果からも、障がいのある人が**毎日の生活の中で無理解による不当な差別的扱いを受けている現実がある**ということが分かります。

全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施していただくだけでなく、**全ての人々が自分のこととして正しくしかも十分に理解することが何より大切です**。そして、様々な社会的障壁を取り除き、明るい共生社会を実現する必要があります。



あなたが、障がい者に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。



(出典:内閣府「人権擁護に関する世論調査」令和4年8月調査)

4. 政府の取組（「障害者差別解消法」の施行及び改正）

○平成26年1月に「**障害者権利条約**」（平成18年12月の国連総会において採択）を**批准**

○平成28年4月に「**障害者差別解消法**」（平成25年6月制定）を**施行**
この法律は「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を定め、
「**共生社会**」を実現することを目指しています。

<不当な差別的取扱いの例>

「**障がいがある**」という理由だけで

- スポーツクラブや習い事の教室に入会を断ること。
- 車いすを利用していることでお店への入店を断ること。
- アパートの賃貸契約を拒否すること。
- 言葉遣いや接客の態度など、接遇の質を下げること。



<合理的配慮とは>

障がいのある人の声を受け止め、社会の中にある障壁（バリア）をなくすため、過度な負担にならない範囲で対応すること。

<合理的配慮の提供の例>

- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡して通れるようにする。
- 店内の高い所に陳列された商品を取って渡す。
- 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をする。
- 障がいの特性に応じた休憩時間の調整など、柔軟なルール変更を行う。

○令和3年6月に「障害者差別解消法」を改正
 民間の事業者による合理的配慮の提供は、「努力義務」から「義務」へと改正されました。
 令和6年4月1日から施行です。

	行政機関(役所)	民間の事業者(会社・商店など)
合理的配慮の提供	平成28年から義務	令和6年4月1日から義務化

5. 私たちの取組 (何をすればいいのでしょうか)

「障害者差別解消法」は、私たちにも自発的な差別解消の取組を促しています。
 具体的な行動として、例えば、もしあなたが駅や商店で困っている障がいのある人に出会ったら、「何か
 お困りでしょうか?」とか「何かお手伝いしましょうか?」などと、声をかけることなどはできるのではない
 でしょうか。

つまり、**私たちができることから始めればいいのです**。社会に生活するどの人もお互い共に快適に
 生活できる社会の実現のために、私たち自身で考え、行動していきましょう。

人権に関する相談窓口

【障がいのある人やその家族の方のための相談窓口】

■東温市

東温市基幹相談支援センター(東温市社会福祉協議会内) TEL 089-907-2755
 社会福祉課 TEL 089-964-4406

【人権全般に関する相談窓口】

福祉館 TEL 089-966-3306
 生涯学習課 TEL 089-964-1500
 重信教育相談室 TEL 089-964-3437
 川内教育相談室 TEL 089-966-6150

■松山地方法務局

みんなの人権110番 TEL 0570-003-110
 こどもの人権110番 TEL 0120-007-110
 女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810
 法務省インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>

■愛媛県教育委員会

いじめ相談ダイヤル24 TEL 0570-0-78310
 (PHS・IP 電話) TEL 089-960-8522

■愛媛県人権啓発センター TEL 089-941-8037

■愛媛県総合教育センター教育相談室 TEL 089-963-3986

東温市
 イメージキャラクター
 いのとな

